

2024年1月4日
ジェイコム少額短期保険株式会社

災害救助法適用地域の特別お取り扱いについて

この度の「2024年能登半島地震」により被害を受けられました皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法が適用された地域で被災されたご契約者からお申し出があれば、次のような特別のお取り扱いをいたします。

1. このたびの災害の影響により保険料のお払い込みが困難な場合、法適用日から最長2か月後の末日（2024年3月31日）までを限度に払込猶予期間を設け延長いたします。
※口座振替・クレジットカードによるお支払いをご指定のお客さまの場合、お客さまの申し出日によっては、口座引き落としが行われる場合がございます。
2. 保険金の請求手続きについて、お手続きに必要な書類を一部省略するなど、通常の場合よりも簡便かつ迅速なお取り扱いをいたします。

なお、適用地域につきましては、別紙をご覧ください。

お客さまからのお問合せ窓口

コールセンター

フリーコール：0120-088-830

受付時間：午前9時～午後6時（年末年始はお休みをいただいております）

(別紙)

適用都道府県	適用市町村	法適用日
新潟県	新潟市 長岡市 三条市 柏崎市 加茂市 見附市 燕市 糸魚川市 妙高市 五泉市 上越市 佐渡市 南魚沼市 三島郡出雲崎町	
富山市	富山市 高岡市 氷見市 滑川市 黒部市 砺波市 小矢部市 南砺市 射水市 中新川郡船橋村 中新川郡上市町 中新川郡立山町 中新川郡朝日町	1月1日
石川県	金沢市 七尾市 小松市 輪島市 珠洲市 加賀市 羽咋市 かほく市 白山市	

	能美市 河北郡津幡町 河北郡内灘町 羽咋郡志賀町 羽咋郡宝達志水町 鹿島郡中能登町 鳳珠郡穴水町 鳳珠郡能登町	
福井県	福井市 あわら市 坂井市	